

会津若松市公告第340号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和4年9月21日

会津若松市長 室井 照平

1	委託業務名	扇町土地区画整理事業法定相続人等調査業務委託
2	委託業務場所	会津若松市内
3	業務の概要	扇町土地区画整理事業の換地処分及び清算金算定のため、登記名義人の法定相続人調査及び法定相続分の計算業務を委託する。 (詳細については、別添仕様書のとおり)
4	業務期間	契約締結の日から 令和5年2月28日(火)まで
5	予定価格	非公表 (契約締結後に公表)
6	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 ① 入札参加申込受付締切日から入札時までにおいて、会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。 ② 登録内容 本市の「一般委託業務」に業種登録のある者 ③ 地域要件 市内業者 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。 ⑥ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。 ⑦ その他入札参加資格要件(許可、資格等の保有要件・経験・実績に関する要件・業務への対応に関する要件)本業務について、次のアの資格及びイの業務実績を有すること。 ア 司法書士法第8条に定める司法書士又は同法第26条に定める司法書士法人であること。 イ 平成29年4月1日以降において、相続人調査業務又は相続登記申請代理業務の履行実績(当該期間履行完了したものに限り)を有すること。
入札参加の申込		
①	提出書類	・公募型指名競争入札参加申込書 ・扇町土地区画整理事業法定相続人等調査業務委託資格要件確認書 (別紙参照のこと)
②	提出方法	必ず指定様式により、下記の提出先に郵送で提出すること。
7	③ 郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
④	提出先	〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 開発管理課 行
⑤	入札参加申込期間	令和4年10月7日(金) から 令和4年10月17日(月)まで 上記の宛先に必着 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。
⑥	入札参加申込書等 入手方法	会津若松市ホームページ https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp からダウンロード 市役所窓口での配布は行わない。
8	仕様書等	
①	閲覧場所	会津若松市ホームページ https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp
②	閲覧期間	令和4年10月17日(月) 午後5時15分まで
9	仕様書等に対する質問	
①	質問方法	本委託業務に関する質問は、指定の質問書により、FAXで送信すること。 なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
②	質問書送付先	会津若松市役所開発管理課 電話番号 0242-39-1263 FAX番号 0242-39-1452
③	質問期限	令和4年10月7日(金) 午後3時まで
④	質問に対する回答	質問書への回答は、後日すみやかに質問者にFAXで送付するとともに、市ホームページに掲載する。
10	指名業者の選定	
①	指名業者の選定方法	入札参加申込者の資格要件の確認及び指名業者の選定は、会津若松市開発管理課において行う。
②	結果通知日	令和4年10月21日(金)
③	指名通知等	入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をファックスで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。

11	入札方法	
	① 提出書類	入札書 及び 価格内訳書
	② 入札（開札）日時	令和4年10月28日（金）午後2時
	③ 入札（開札）場所	会津若松市役所栄町第一庁舎3階会議室
12	入札回数	2回（2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。）
13	入札保証金	免除
14	入札の無効	<p>① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札。</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札。</p> <p>③ 価格内訳書の添付のない入札。また、価格内訳書を確認した結果、入札額との不一致や当該内訳書内の合計不一致があった場合には、当該入札を無効とする。</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札。</p>
15	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
16	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実に認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。</p> <p>② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）</p>
17	その他	<p>① やむを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。</p> <p>② 会津若松市入札心得及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>③ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p>